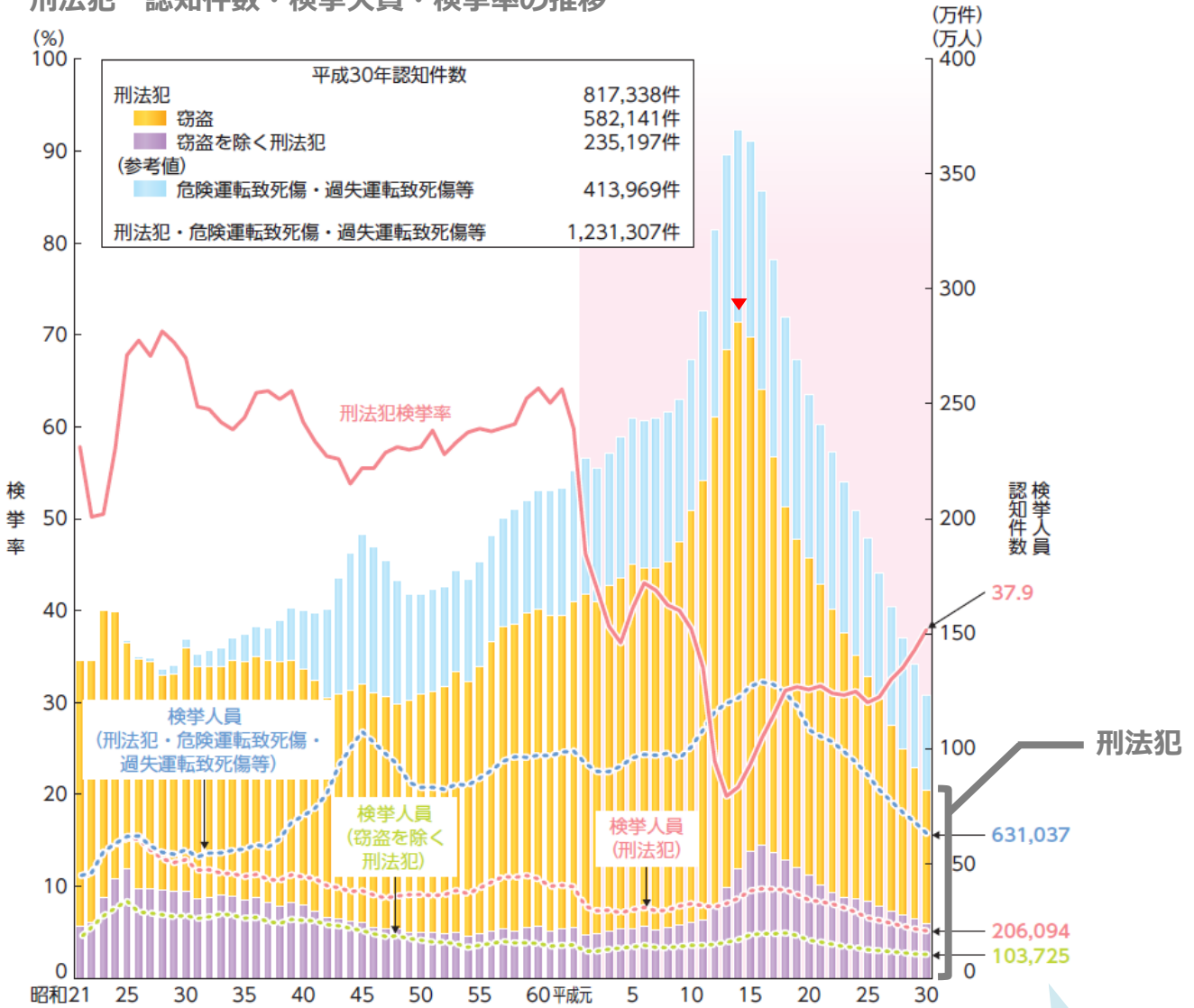


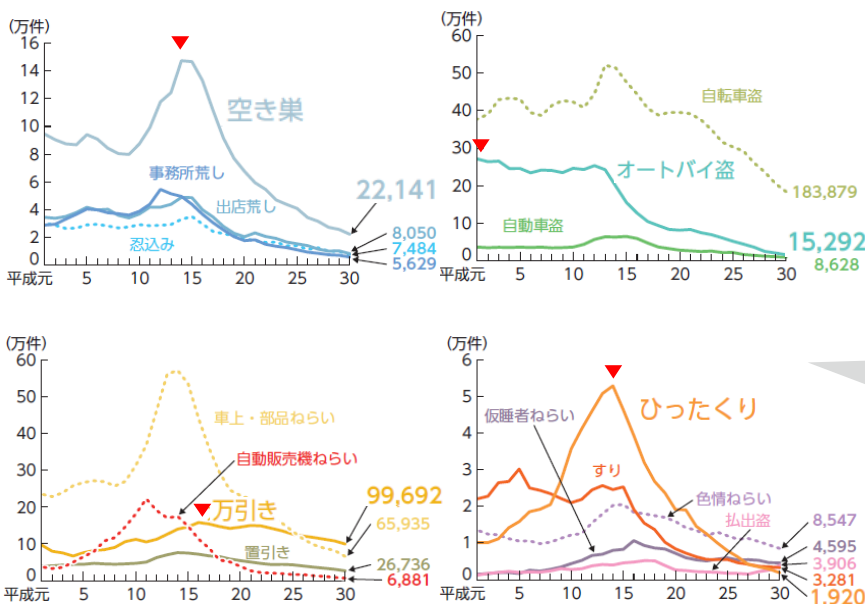
令和元年版 犯罪白書の概要

—平成の刑事政策—

刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



窃盗 認知件数の推移 (手口別)



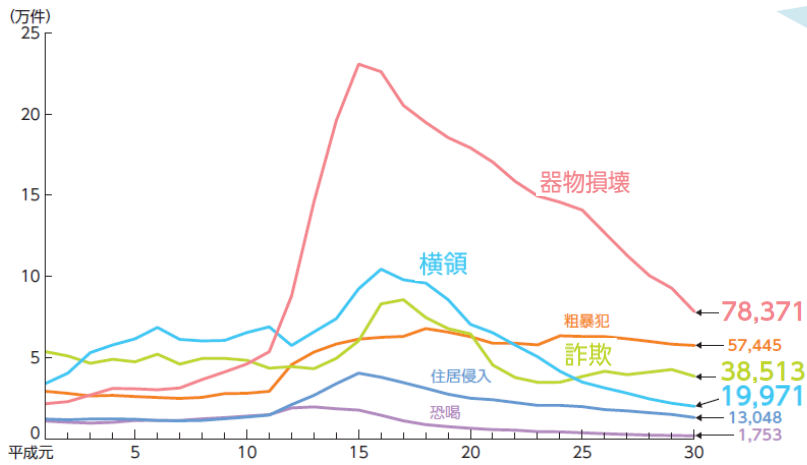
刑法犯

認知件数：平成14年(285万4,061件)をピークに16年連続で減少。30年も戦後最少を更新
 検挙率：平成期前半で低下傾向、後半で上昇傾向
 罪名別：7~8割(平成期)は窃盗

窃盗

平成15年から大幅に減少し、30年も戦後最少を更新
空き巣：14年をピークに減少(30年はピーク時の6分の1以下)
オートバイ盗：13年から大幅に減少(30年はピーク時(元年)の約18分の1)
万引き：22年から減少
ひったくり：14年をピークに大幅に減少(30年はピーク時の27分の1以下)

その他の刑法犯 認知件数の推移 (罪名・罪種別)



その他の刑法犯

認知件数：平成期での増減の幅がとりわけ大きかったのは器物損壊。3年から11年までは、横領が詐欺や器物損壊を上回っていた

傷害：20年以降、2万件台で推移

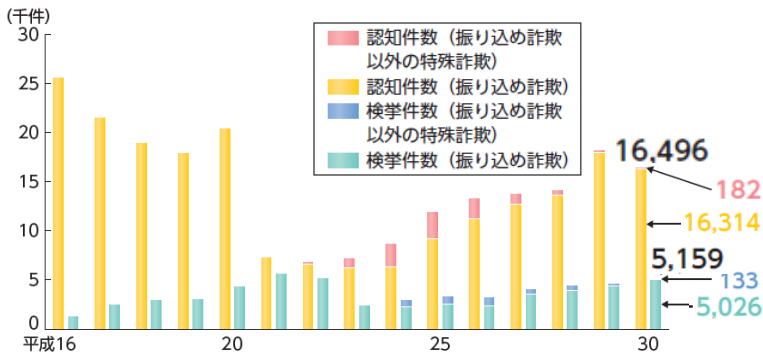
暴行：18年以降、高止まり

脅迫：24年に急増。その後も増加傾向。ただし、30年(3,498件)は前年比9.2%減

強制性交等：16年以降、減少傾向。29年から増加し、30年(1,307件)は前年比17.9%増

強制わいせつ：26年以降、減少

特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移



特殊詐欺

認知件数：平成23年から増加。ただし、30年は減少 (前年比9.4%減)

検挙件数：30年も増加 (前年比11.1%増)

振り込め詐欺以外の特殊詐欺：認知件数・検挙件数共に前年より減少

特別法犯

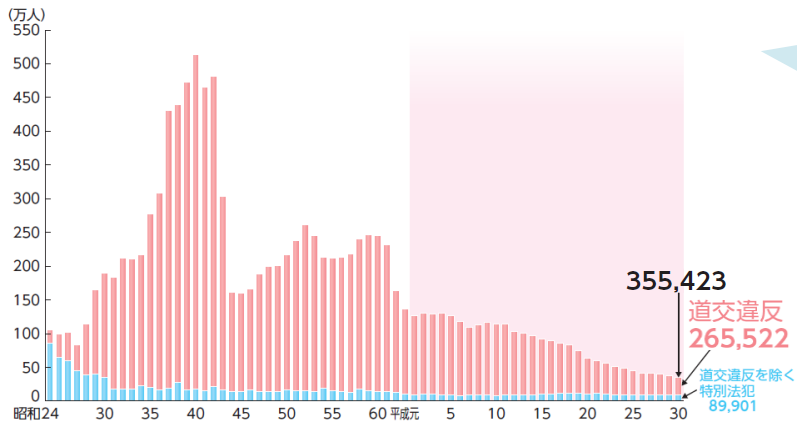
平成期では12年から減少傾向にあり、30年も昭和24年以降最少を更新
道交違反を除く特別法犯では、平成19年をピークに減少傾向にあったが、30年は増加

児童買春・児童ポルノ禁止法違反：24年以降増加 (30年は前年比16.3%増)

大麻取締法違反：25年から増加。30年は平成期で最多

銃刀法違反：緩やかに増加。24年以降はおおむね横ばい(30年は前年比3.5%増)

特別法犯 検察庁新規受理人員の推移



犯罪対策

■ 平成15年 犯罪対策閣僚会議

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 —「世界一安全な国, 日本」の復活を目指して—」

- 「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」
地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現, 犯罪被害者の保護等
- 「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」
少年犯罪への厳正・的確な対応, 少年を非行から守るための関係機関の連携強化等
- 「国境を越える脅威への対応」
水際における監視, 取締りの推進, 不法入国・不法滞在対策等の推進等
- 「組織犯罪等からの経済, 社会の防護」
組織犯罪対策, 暴力団対策の推進, 薬物乱用, 銃器犯罪のない社会の実現等
- 「治安回復のための基盤整備」
刑務所等矯正施設の過剰収容の解消と矯正処遇の強化, 更生保護制度の充実強化等

■ 背景

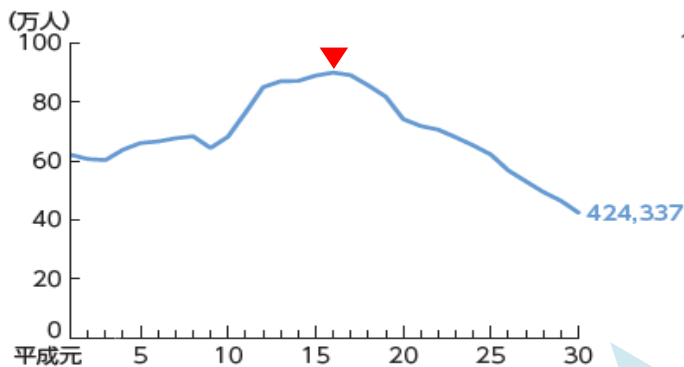
平成期前半の犯罪情勢悪化
(刑法犯認知件数は14年に280万件超)

■ その後の動向

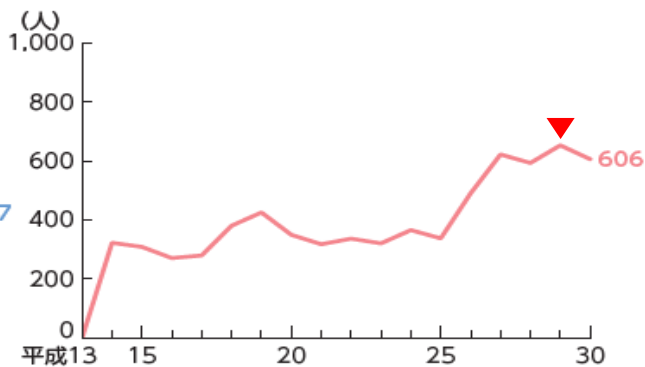
- 犯罪情勢は一定程度改善
(刑法犯認知件数は15年以降減少)
- 20年 犯罪対策閣僚会議
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」策定
→ 「犯罪者を生まない社会の構築」
(刑務所出所者等の再犯防止) 等

過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



交通犯罪

過失運転致死傷等：平成11年・12年に急増。16年(90万119人)をピークに、17年から一貫して**減少**。30年は42万4,337人(前年比8.7%減)。うち致死事件は2,973人(前年比179人減)

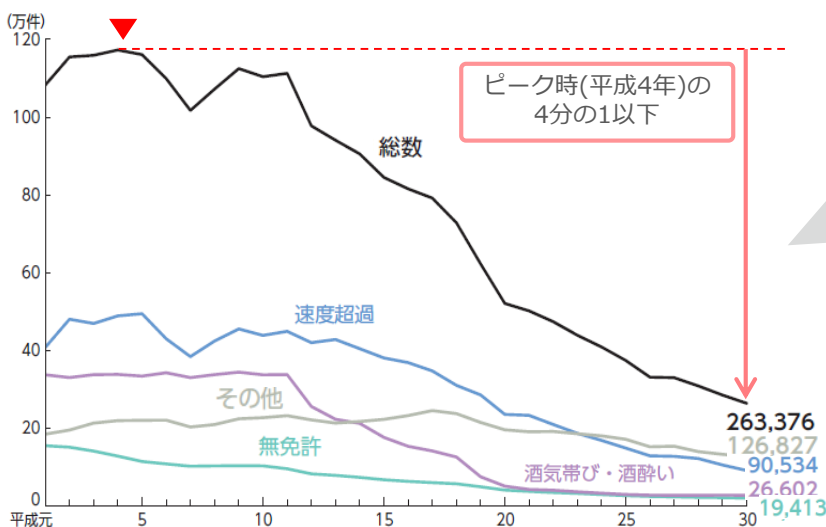
危険運転致死傷：27年以降は**600人前後で推移**。30年は606人(前年比7.2%減)。うち致死事件は37人(前年比5人増)

交通事故

発生件数：平成期に入っても増加し続け、16年(95万2,720件)にピークを迎え、その後一貫して**減少**(30年(43万601件)は元年(66万1,363件)の約3分の2)

死亡者数：平成期を通じて**減少傾向**(30年(3,532人)は元年(1万1,086人)の約3分の1)

道交違反 取締件数(送致件数)の推移



道交違反

平成12年から一貫して**減少**(30年はピーク時(4年の117万2,677件)の4分の1以下)

無免許運転：10年以降、減少(30年は元年(15万4,367件)の約8分の1)

酒気帯び・酒酔い：12年に急減し、その後も減少(30年は平成期最多の9年(34万3,593件)の約13分の1)

速度超過：15年以降、減少(30年は平成期最多の5年(49万3,989件)の5分の1以下)

覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移



薬物犯罪

覚せい剤取締法違反

平成9年(1万9,937人)に平成期最多となり、13年以降は**減少傾向**。平成期は**毎年1万人を超える**状況が継続(30年は前年比2.5%減)。年齢層別では、全体に**高齢化**(50歳以上の年齢層の30年の検挙人員(2,615人)は元年(1,635人)の約1.6倍)

※ 平成30年検挙人員

- 大麻取締法違反**：3,762人(26年から毎年増加)
- 麻薬取締法違反**：528人(前年比23人増)
- あへん法違反**：2人(前年比10人減)
- 毒劇法違反**：226人(前年比3.8%減)
- 危険ドラッグ**：396人(前年比39.2%減)

児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

児童虐待

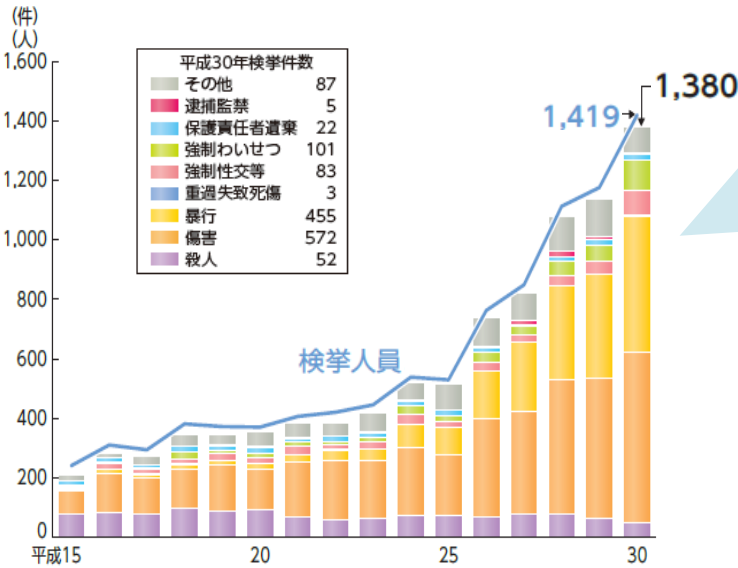
検挙件数・人員：平成20年前後は緩やかな増加傾向。26年以降、**大きく増加**

罪名別：**暴行**が顕著に増加

加害者：父親等の割合が73.9%と高い。実親が総数の68.6%を占める（30年）

児童虐待防止法

- ・児童虐待の禁止，被害児童の保護のための措置（12年成立）
- ・国・地方公共団体の責務拡充（16年改正）
- ・**臨検搜索制度**の創設（19年改正）
- ・接近禁止命令の対象拡大（29年改正）
- ・親権者の**体罰の禁止**（令和元年改正）



配偶者間暴力

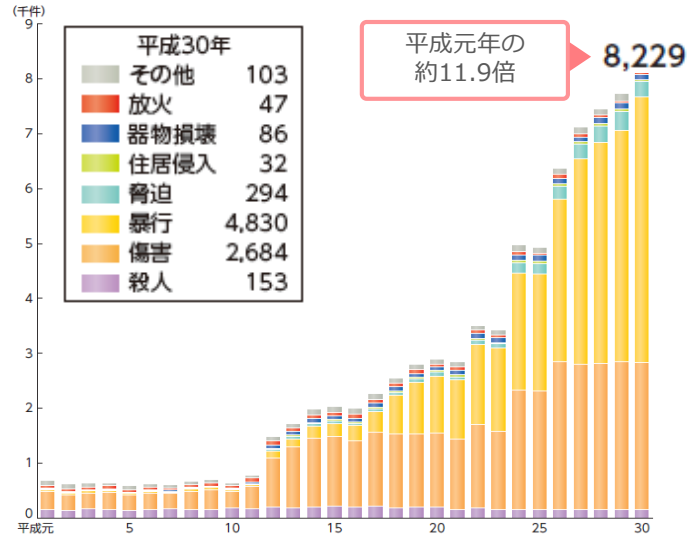
検挙件数：平成11年頃以降、**増加傾向**。特に24年・26年は前年より大幅に増加（傷害・暴行・脅迫の件数が増加）

被害者：平成期を通じて総数の**約7割～約9割が女性**（殺人・放火は5割弱～7割弱）。30年は約9割が女性

配偶者暴力防止法

- ・保護命令制度の創設（13年成立）
- ・暴力の定義の拡大，保護命令制度の拡充（16年改正）
- ・保護命令制度の更なる拡充（19年改正）
- ・生活の本拠を共にする交際相手による暴力にも準用（25年改正）

刑法犯 配偶者間事案の検挙件数の推移（罪名別）



ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

ストーカー犯罪

ストーカー規制法違反（検挙件数）：

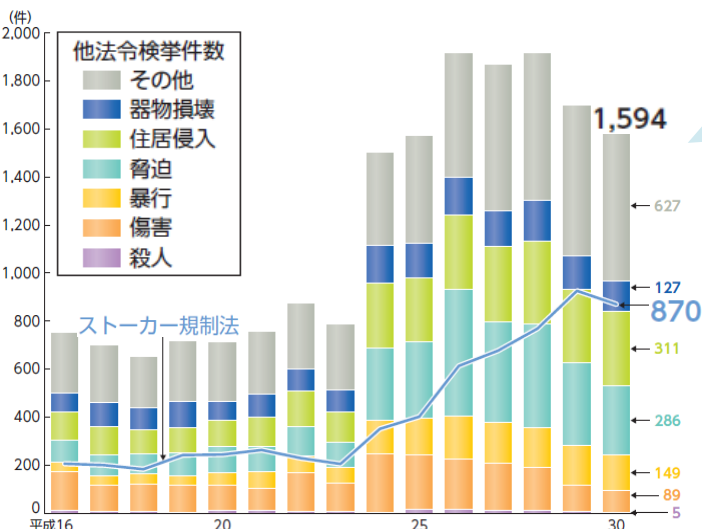
平成24年以降、**著しく増加**
30年は870件（23年の約4.2倍）

他法令（検挙件数）：

24年以降、**1,500件を超えて推移**
30年は1,594件（23年の約2.0倍）

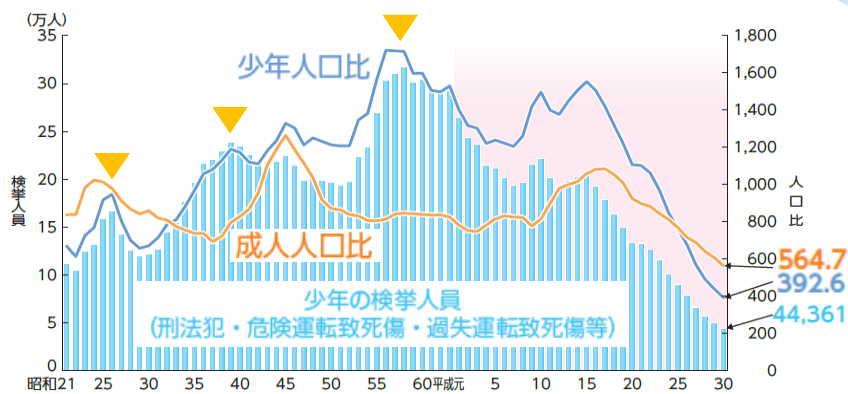
ストーカー規制法

- ・警告・禁止命令等の制度の創設，相手方の援助の措置（12年成立）
- ・**規制対象行為が拡大**（25年・28年改正）
- ・ストーカー行為罪の非親告罪化，法定刑引上げ（28年改正）

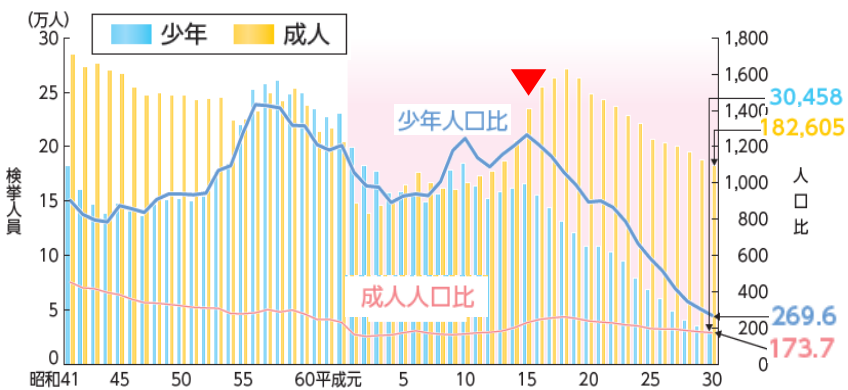


少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等

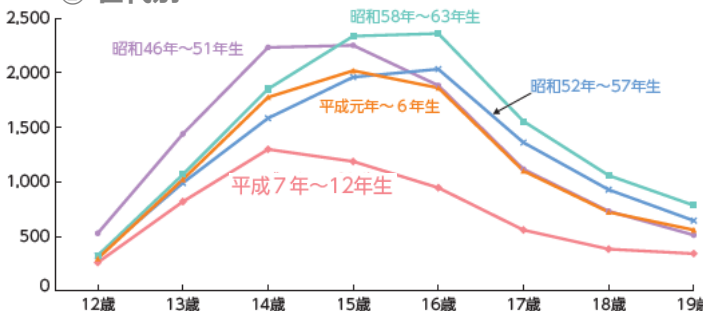


② 刑法犯

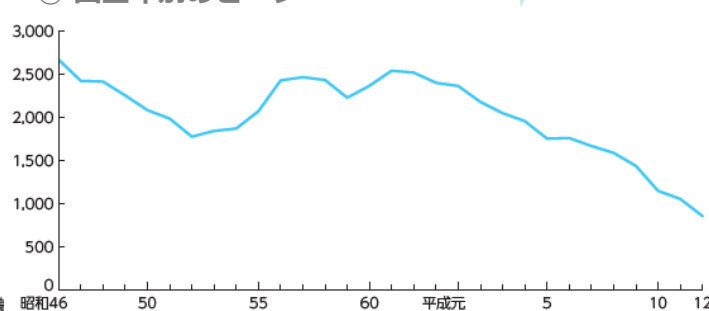


少年による刑法犯 非行少年率の推移

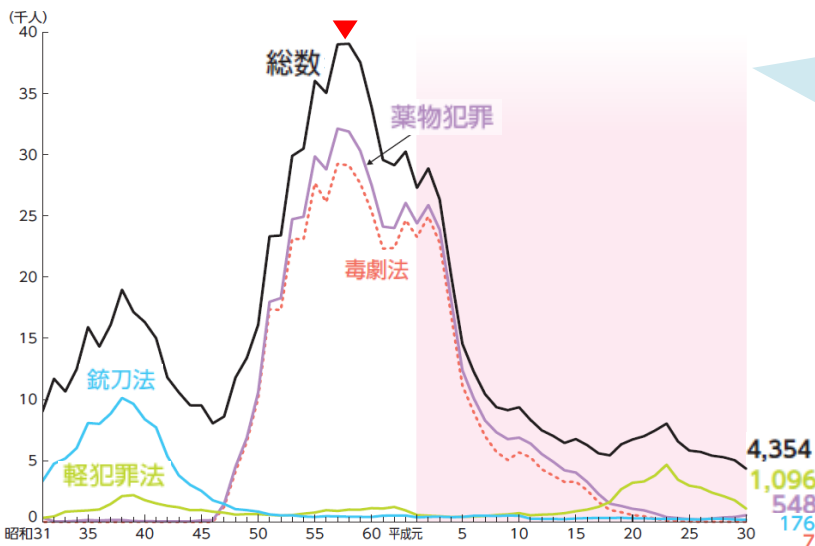
① 世代別



② 出生年別のピーク



少年による特別法犯 検挙人員の推移



少年による刑法犯等

検挙人員：昭和期に三つの大きな波が見られたが、平成期は一時的な増加を除き（8年～10年，13年～15年），減少傾向。30年は**戦後最少を更新**（刑法犯等は前年比11.6%減）

人口比：検挙人員と同様に**低下傾向**（30年は平成期のピークである15年の約5分の1）。刑法犯は，成人人口比に比して高いが，その差は減少傾向

年齢層別動向：昭和46年以降，年少少年の人口比が最も高かったが，平成28年以降は中間少年が最も高い

※ 平成30年検挙人員（人口比）

年長少年	7,287人 (297.6)
中間少年	9,179人 (393.3)
年少少年	7,023人 (315.0)
触法少年	6,969人 (162.6)

非行少年率：平成7年～12年生の世代が，全世代の中で一貫して低い。昭和61年生以降，各出生年のピーク時の同率は低下傾向

※ 世代別の「非行少年率」は，各世代について，当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。
 ※ 出生年別のピークの「非行少年率」は，各出生年について，刑法犯検挙（補導）人員のピーク時における年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

少年による特別法犯

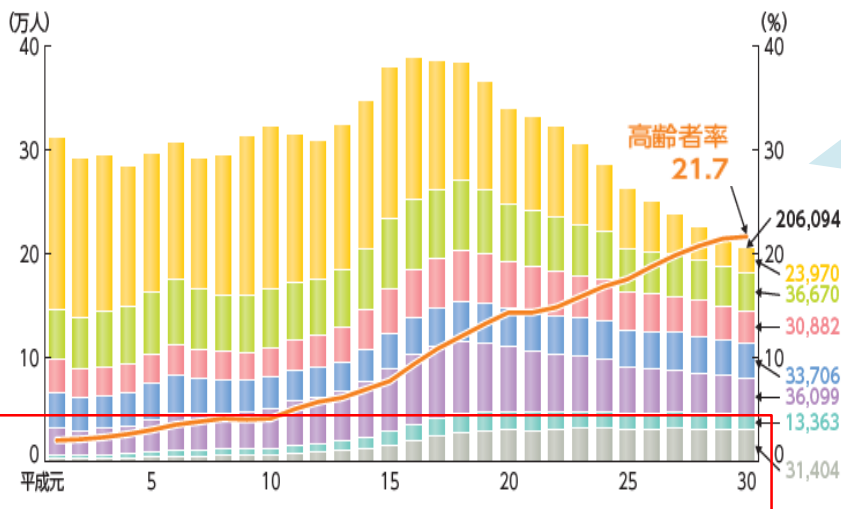
昭和58年をピークとして，平成3年から18年にかけて大きく減少。30年は戦後最少を更新（前年比13.6%減）
薬物犯罪の人員が5年前後に著しく減少。18年以降，軽犯罪法違反が特別法犯の中で最も多い

犯少年

平成期では，元年をピークとして7年まで減少。17年以降も減少傾向が続く。30年は182人（元年比90.6%減）
 女子比は，平成期を通じて41～61%台の間を推移（30年は41.8%）

▶ 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

① 総数



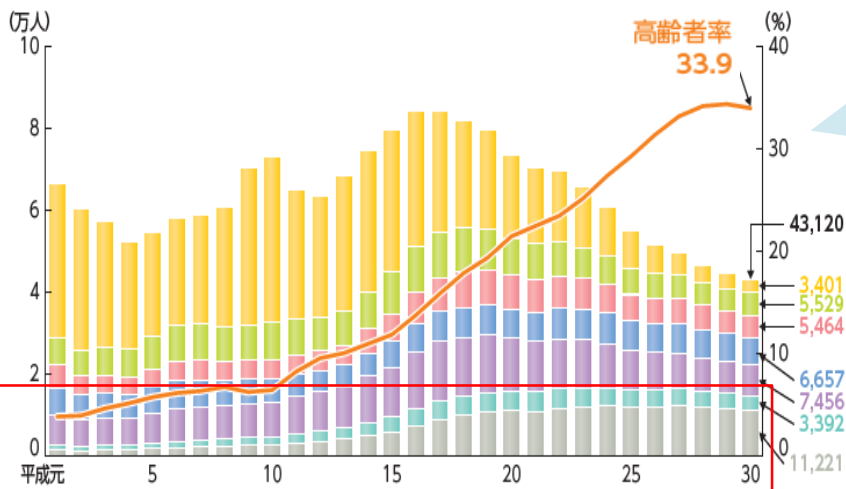
高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員：平成20年(4万8,805人)をピークに**高止まり**(30年は元年の約6.8倍)。うち、70歳以上の者は高齢者の検挙人員の70.1%を占めた

女性高齢者の刑法犯検挙人員：24年(1万6,503人)をピークに**高止まり**(30年は元年の約5.7倍)。うち、70歳以上の者は、高齢者の検挙人員の76.8%を占めた

罪名別：全年齢層に比べて、**窃盗**の割合が高い(30年は71.1%)
特に、女性は**約9割が窃盗**(その大部分が万引き)

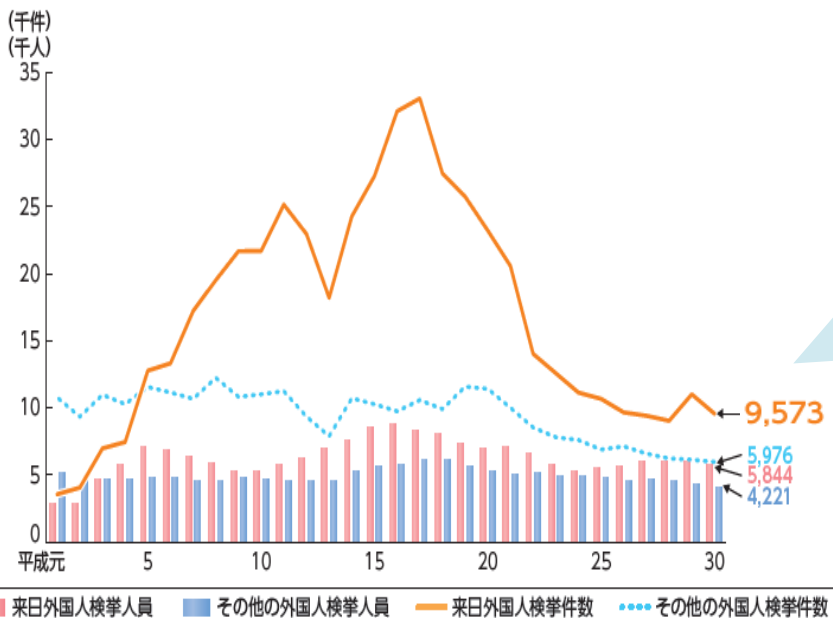
② 女性



【参考】

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合
平成元年・・・11.6%
平成15年・・・19.0%
平成30年・・・28.1%
(総務省統計局の人口資料による)

▶ 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移



外国人犯罪

刑法犯検挙件数：平成前期に急増。17年(4万3,622件)をピークに**減少傾向**(30年は1万5,549件)
5年以降、来日外国人がその他の外国人を上回る

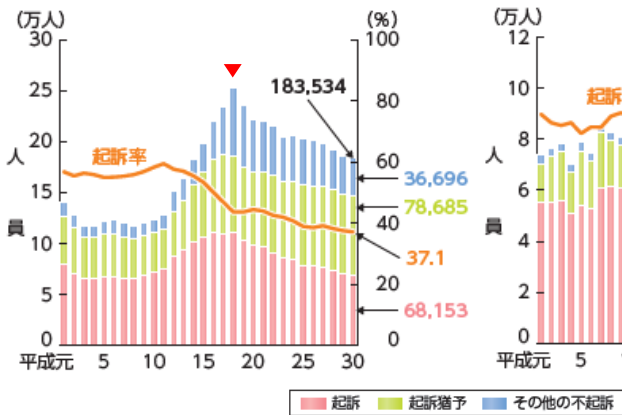
〔 ※ 平成30年検挙件数
来日外国人：9,573件
その他の外国人：5,976件 〕

罪名別（刑法犯検挙件数）：来日外国人では、元年・15年・30年いずれも**窃盗**が60%以上。傷害・暴行は増加傾向

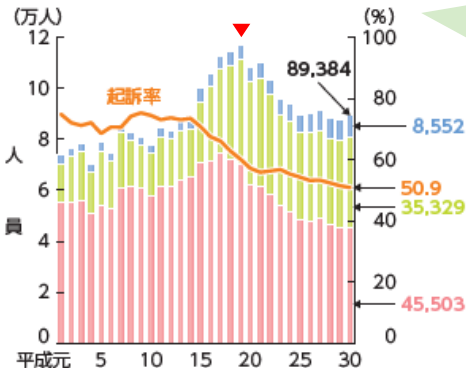
罪名別（特別法犯検挙件数）：来日外国人では、入管法違反が多い(約3分の2)

起訴・不起訴人員等の推移

① 刑法犯



② 道交違反を除く特別法犯



検察

検察庁新規受理人員：平成18年まで**200万人超**。その後漸減(30年はピーク時の**約半数**)

起訴人員：刑法犯は19年以降減少。道交違反を除く特別法犯も18年以降減少傾向

起訴率：元年をピークに低下傾向(30年は元年比**40.8pt**低下)。略式命令請求人員の減少も影響

時代に即した新たな刑事司法制度

■ 平成28年 刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第54号)

- ① 取調べの録音・録画制度の導入
- ② 合意制度の導入
- ③ 刑事免責制度の導入
- ④ 通信傍受の対象犯罪の拡大, 手続の合理化・効率化
- ⑤ 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大
- ⑥ 証拠の一覧表の交付手続の導入
- ⑦ ビデオリンク方式による証人尋問の拡充 等

■ 平成22年 検察の在り方検討会議

→ 平成23年 提言
「検察の再生に向けて」

■ 平成26年 法制審議会 答申

裁判確定人員の推移 (裁判内容別)

年次	総数	有罪												無罪
		死刑	無期懲役	有期懲役			有期禁錮		罰金	拘留	科料			
				一部執行 猶予	全部執行 猶予	全部執行 猶予率	全部執行 猶予	全部執行 猶予率						
元年	1,265,997	5	49	57,351	...	31,962	55.7	4,391	4,118	93.8	1,193,231	60	9,716	131
2	1,271,395	6	32	54,116	...	30,744	56.8	4,387	4,122	94.0	1,206,144	74	5,761	107
3	1,208,878	5	24	50,819	...	29,221	57.5	3,669	3,441	93.8	1,148,789	59	4,753	197
4	1,230,034	5	29	51,381	...	29,941	58.3	3,131	2,956	94.4	1,170,257	45	4,530	91
5	1,199,554	7	27	53,480	...	31,753	59.4	2,893	2,696	93.2	1,137,937	51	4,304	124
6	1,140,353	3	35	55,510	...	33,684	60.7	2,634	2,485	94.3	1,077,740	43	3,759	58
7	1,031,716	3	35	56,781	...	34,470	60.7	2,376	2,225	93.6	967,512	34	4,406	52
8	1,073,227	3	34	59,773	...	36,980	61.9	2,446	2,289	93.6	1,005,684	64	4,708	45
9	1,099,567	4	32	61,886	...	38,706	62.5	2,321	2,181	94.0	1,030,612	69	4,167	58
10	1,076,329	7	45	63,576	...	40,034	63.0	2,350	2,251	95.8	1,006,000	69	3,757	57
11	1,090,701	4	48	67,067	...	42,039	62.7	2,613	2,464	94.3	1,016,822	81	3,514	59
12	986,914	6	59	73,184	...	45,117	61.6	2,887	2,708	93.8	906,947	81	3,141	46
13	967,138	5	68	75,582	...	46,523	61.6	3,003	2,805	93.4	884,088	71	3,713	44
14	924,374	3	82	80,201	...	49,250	61.4	3,510	3,277	93.4	837,144	77	2,752	73
15	877,070	2	117	84,900	...	52,772	62.2	4,017	3,763	93.7	784,515	38	2,774	80
16	837,526	14	115	85,815	...	52,856	61.6	4,215	4,001	94.9	743,553	51	3,014	94
17	782,471	11	134	85,020	...	51,446	60.5	3,904	3,655	93.6	689,972	26	2,829	66
18	738,240	21	135	80,802	...	47,085	58.3	3,696	3,459	93.6	650,141	21	2,868	82
19	615,387	23	91	74,395	...	43,271	58.2	3,547	3,336	94.1	533,949	13	2,842	117
20	530,293	10	57	70,830	...	41,213	58.2	3,367	3,179	94.4	453,065	7	2,507	84
21	503,245	17	88	68,543	...	39,776	58.0	3,362	3,169	94.3	427,600	16	3,086	75
22	473,226	9	49	64,865	...	37,242	57.4	3,351	3,203	95.6	401,382	6	3,067	86
23	432,051	22	46	59,852	...	33,845	56.5	3,229	3,111	96.3	365,474	8	2,964	77
24	408,936	10	38	58,215	...	32,855	56.4	3,227	3,122	96.7	344,121	5	2,868	82
25	365,291	8	38	52,725	...	29,463	55.9	3,174	3,058	96.3	306,316	4	2,559	122
26	337,794	7	28	52,557	...	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417	116
27	333,755	2	27	53,710	...	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123

裁判

総数：平成元年から11年まで100万人以上。12年以降減少(30年は元年の**約5分の1**)

死刑確定者：16年～21年, 23,24年は年間10人以上

無期懲役確定者：15年～18年の間は100人以上

有期懲役・有期禁錮：17年から減少傾向(30年は元年比17.8%減)

罰金確定者：減少傾向(30年は元年比81.3%減)

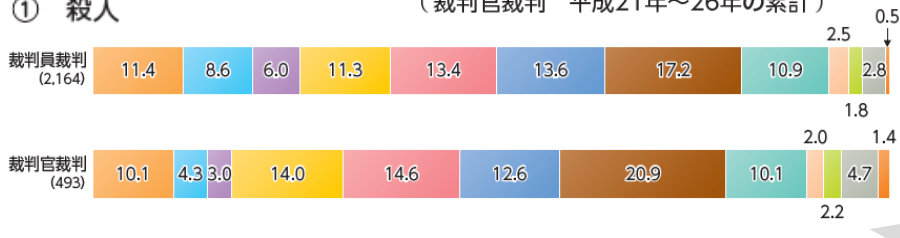
※ 道交違反の略式手続にかかる人員の減少が影響

無罪確定者：3年が最多。ただし、総数に占める割合は、30年が最も高い(3年0.016%, 30年0.045%)

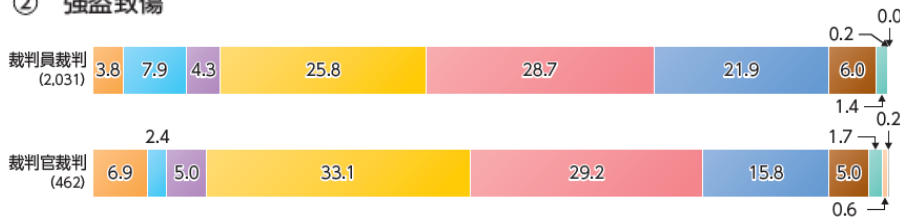
裁判員裁判・裁判官裁判別の科刑状況別構成比（罪名別）

（裁判員裁判 平成21年～28年の累計）
（裁判官裁判 平成21年～26年の累計）

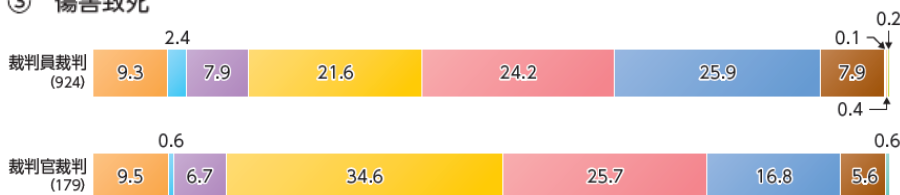
① 殺人



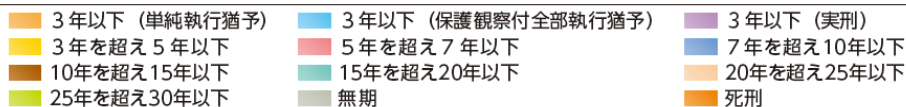
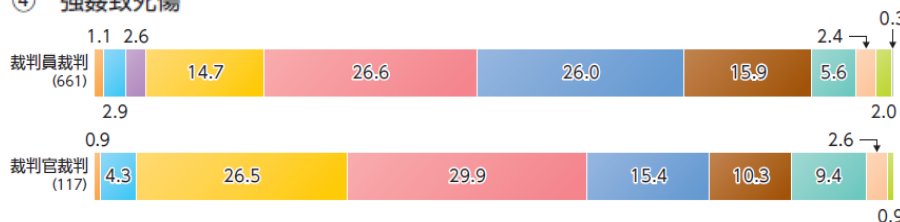
② 強盗致傷



③ 傷害致死



④ 強姦致死傷



裁判員裁判

殺人：3年以下の刑期の構成比が、裁判官裁判よりも8.6pt高い（特に、保護観察付全部執行猶予は4.4pt高い）

強盗致傷：5年以下の刑期の構成比は、裁判官裁判よりも5.6pt低い

傷害致死：3年以下の刑期の構成比は、裁判官裁判よりも2.8pt高いが、5年以下では10.2pt、7年以下では11.6pt ずつ低い

強姦致死傷：5年以下の刑期の構成比は、裁判官裁判よりも10.4pt、7年以下では13.7pt 低い

※ 事件数，裁判時期が異なることに留意

第一審新規受理人員 （裁判員裁判対象事件）

総数：平成30年は1,090人
（22年ピーク時の約6割の水準）

罪名別（制度開始～30年）：強盗致傷（23.4%）、殺人（21.8%）、現住建造物等放火（9.9%）の順

司法制度改革・裁判員制度導入

■ 平成13年 司法制度改革推進法の成立 → 平成14年 司法制度改革推進計画

- **裁判の迅速化（平成15年「裁判の迅速化に関する法律」）**
第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを目指す。
- **総合法律支援の実施・体制の整備（平成16年「総合法律支援法」）**
日本司法支援センター（法テラス）が相談窓口となり、法的紛争解決に役立つ情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護人の確保業務や犯罪被害者支援業務等を行う。
- **刑事司法制度改革（平成16年「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」）**
公判前整理手続、即決裁判手続、被疑者勾留段階における国選弁護人制度、検察審査会の一定の議決により公訴が提起される制度等を導入する。
- **裁判員制度の導入（平成16年「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」）**
刑事裁判において一般の国民が裁判官とともに裁判内容の決定に関与する制度（裁判員制度）を導入する。

■ 社会的な要請

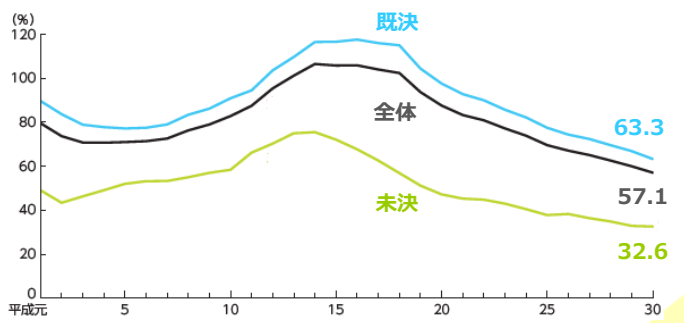
「事前規制型」社会から
「事後監視・救済型」社会へ

■ 平成11年 司法制度改革審議会の設置

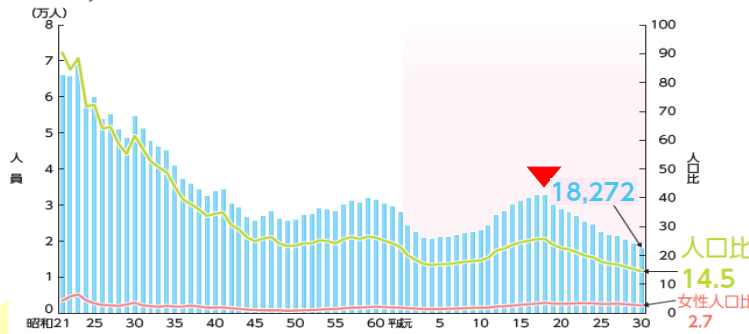
<意見書（三本柱）>

- 国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）
- 司法制度を支える法曹の在り方の改革（人的基盤の拡充）
- 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

刑事施設の収容率の推移



入所受刑者の人員・人口比の推移



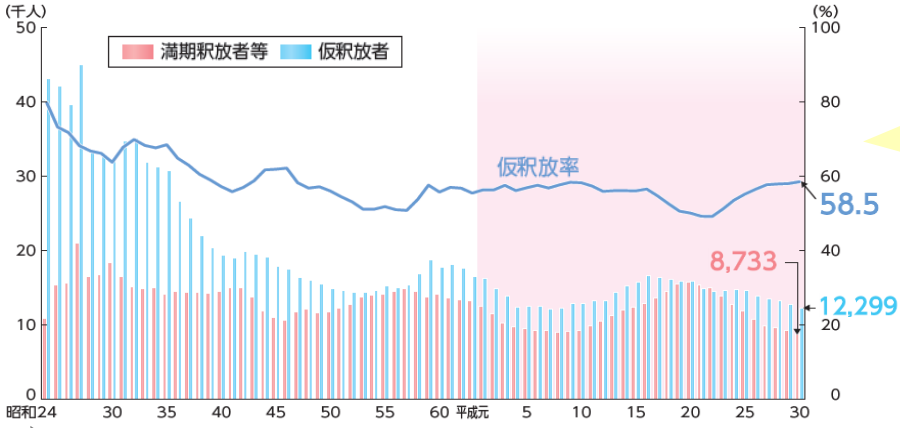
矯正 (成人)

収容率：平成5年から14年に大幅に上昇。13年から18年まで100%を超えていたが、**17年から低下**
入所受刑者人員：平成期では、18年(3万3,032人)をピークとして減少。30年は戦後最少を更新(前年比5.5%減)

年齢層別 (入所)：高齢者の増加(元年315人→30年2,222人)

帰住先別 (出所)：元年・15年・30年の比較では、仮釈放者は各年とも父母の占める割合が多い。満期釈放者等は、その他の占める割合が高い(30年は4割以上)

出所受刑者人員・仮釈放率の推移



更生保護

仮釈放率：平成17年から低下し、22年(49.1%)に最低。その後上昇し、**30年は平成期で最も高い**

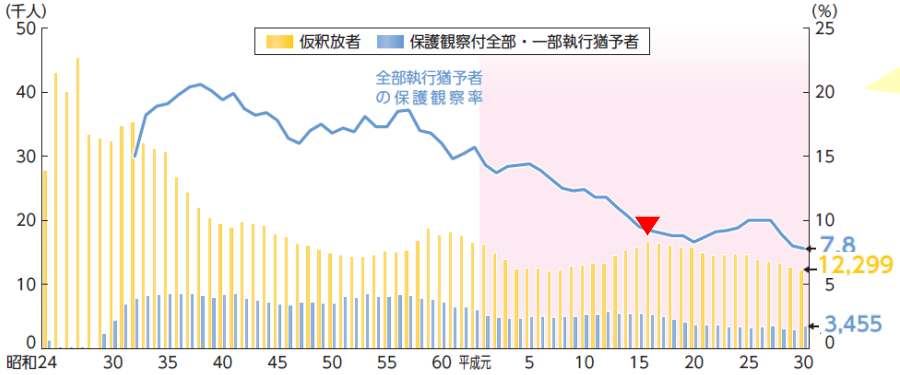
保護観察開始人員 (仮釈放者)：平成期では、16年(1万6,690人)をピークとして、その後減少(30年は前年比3.6%減)

全部執行猶予者の保護観察率：元年～20年まで低下傾向。21年～27年に上昇したが、その後再び低下

特別調整 (※)：終結人員は24年度から増加傾向。30年度は減少(698人)

※ 21年4月から、法務省が、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として実施。

保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



処遇の充実

矯正 (成人)

■ 刑事収容施設法の施行 ← 平成15年 行刑改革会議提言

- 監獄法の全面改正
- 被収容者等の権利義務関係、職員の権限等の明確化
- 基本理念は受刑者の改善更生、円滑な社会復帰を図ること
- 処遇の個別化の原則
- 「矯正処遇」と特別改善指導(各種プログラム)の実施等

矯正 (少年)

■ 新少年院法 少年鑑別所法の施行 ← 平成22年

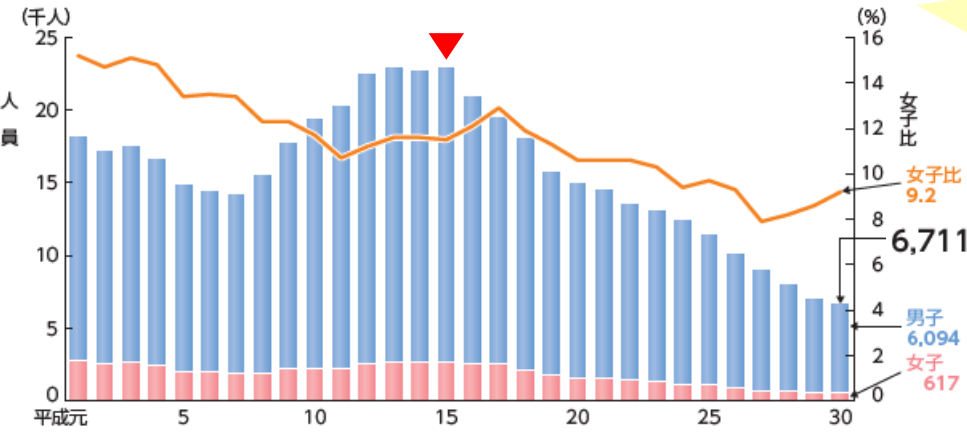
- 少年矯正を考える有識者会議提言
- 特性に応じた処遇の実施(院)
 - 人権尊重と適正な処遇の実施(院)
 - 社会に開かれた施設運営(院)等
 - ▲ 専門的知識・技術に基づいた鑑別(鑑)
 - ▲ 健全育成に配慮した観護処遇(鑑)
 - ▲ 地域における非行及び犯罪の防止に関する援助(鑑)等

更生保護

■ 更生保護法等の施行 ← 平成18年 更生保護のあり方を考える有識者会議報告書

- 更生保護の目的として再犯防止を明記
- 遵守事項の整理・充実化
- 犯罪被害者等が関与する制度の導入
- 生活環境の調整の充実
- 保護観察官と保護司の役割に関する規定の整備等

少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



少年鑑別所

入所人員：平成期では、**15年(2万3,063人)をピーク**として減少（30年はピーク時の3分の1以下）

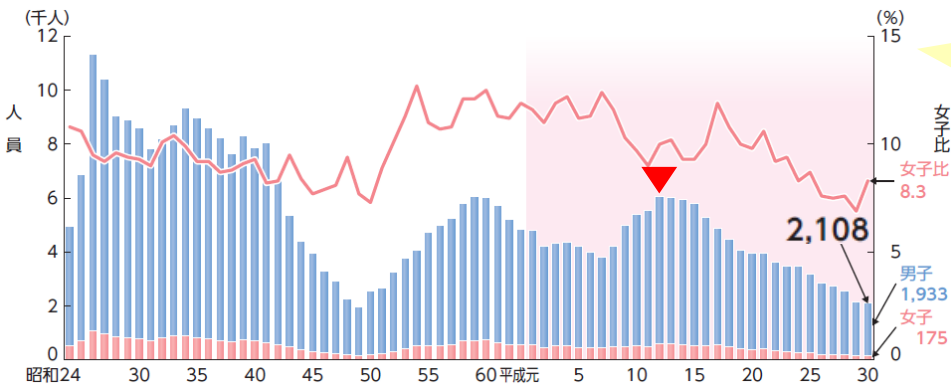
非行名別：30年男子は元年・15年に比して、詐欺の占める割合が高い（12.9%、元年比12.5pt上昇）。30年女子は元年・15年に比して、ぐ犯の占める割合が低い（13.4%、元年比33.0pt低下）

退所事由別：元年、15年、30年では、いずれも保護観察、少年院送致の順に高い

地域援助

少年鑑別所が機関等からの依頼に基づき実施した地域援助の件数は30年も増加（29年6,235件→30年7,760件）

少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



少年院

入院人員：平成初期は減少傾向にあったが、8年から増加。**12年(6,052人)を平成期のピーク**として減少傾向（30年は前年比1.8%減）

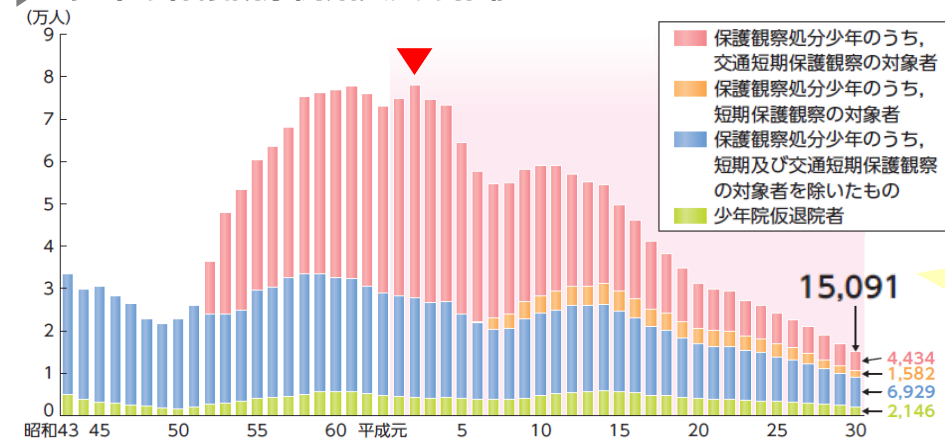
不良集団関係別：不良集団関係のない者の構成比が高くなった（元年4割強→30年約6割）

引受人別：実父母である者の構成比が低くなった（元年及び15年は男子で4割強、女子で3割強→30年は男子で24.7%、女子で14.7%）

修学支援の充実

再犯防止推進計画の重点課題の一つ。修学支援ハンドブックや修学支援デスクの整備、高卒認定試験受験指導モデル庁（13庁）の指定等を実施

少年の保護観察開始人員の推移



保護観察所

開始人員(保護観察処分少年)：平成期では、**2年(7万3,779人)をピーク**として減少。8年～10年にやや増加したが、その後も減少

年齢層別：元年・15年・30年で見ると、各年とも18,19歳の構成比が最も高い。少年院仮退院者では、20歳以上の占める構成比が上昇(30年は25.7%、元年比12.7pt上昇)

就学・就労状況別(終了時)：30年は、有職又は学生・生徒である者が、無職の者と比べて、良好措置による保護観察終了の割合が著しく高い

社会貢献活動の実施

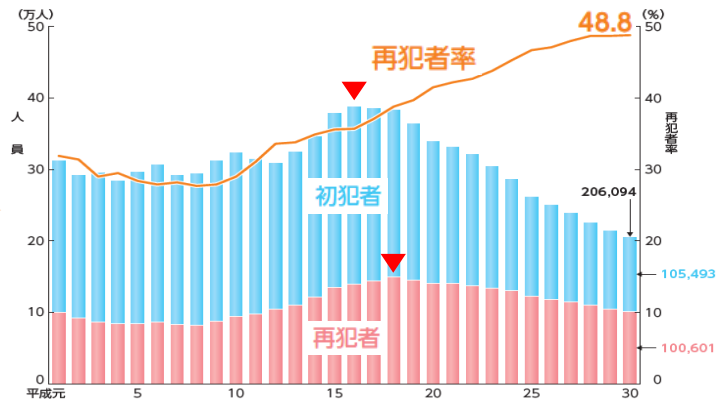
平成27年6月から、成人を含めた保護観察処遇の一環として実施。30年度は1,343回実施され、延べ人員として、1,221人の保護観察処分少年、258人の少年院仮退院者が参加

再犯者率

再犯者人員：平成18年(14万9,164人)をピークに**漸減傾向**(30年は18年と比べて32.6%減)

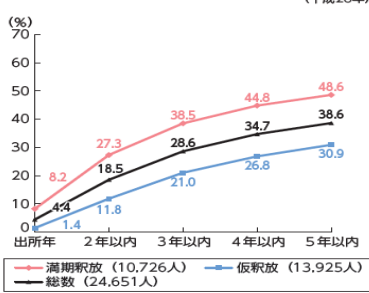
初犯者人員：16年(25万30人)をピークに**減少**(30年は16年と比べて57.8%減)

再犯者率：9年以降、一貫して**上昇**(30年は平成期で最も高い48.8%)

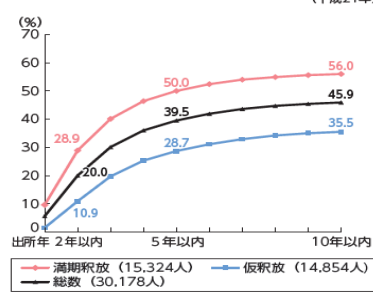


▶ 出所受刑者の出所事由別再入率

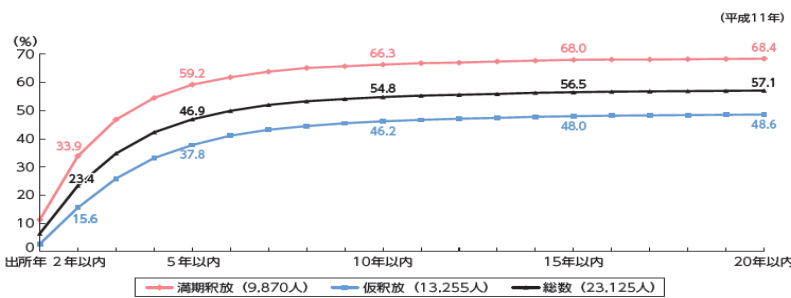
① 5年以内



② 10年以内

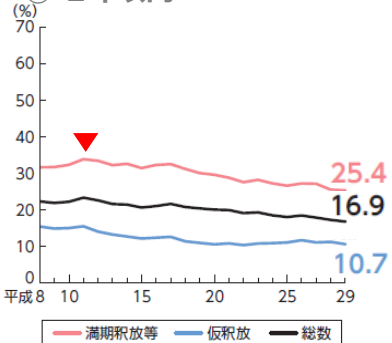


③ 20年以内

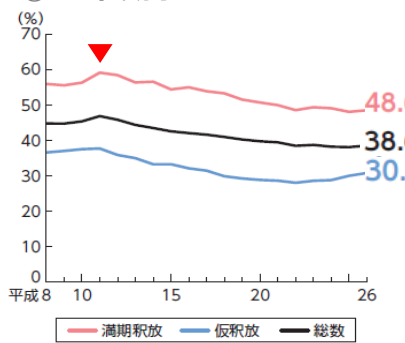


▶ 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

① 2年以内



② 5年以内



再入者率・再入率

再入者人員：平成18年(1万6,528人)をピークに**減少傾向**(30年は1万902人で前年比5.0%減)

再入者率：16年～28年は毎年上昇(30年は59.7%で前年比0.3pt上昇)

出所事由別再入率：満期釈放者は、仮釈放者と比べて相当高い

5年以内再入率：平成26年出所受刑者では約4割の者が5年以内に再入所。うち約半数が2年以内に再入所

10年以内再入率：21年出所受刑者のうち満期釈放者では56.0%、仮釈放者では35.5%

20年以内再入率：11年出所受刑者では出所年を含む5年以内で著しく上昇。その後の曲線の傾きは緩やか

出所事由別再入率の推移：総数の2年以内再入率(23.4%)及び5年以内再入率(46.9%)は平成11年をピークに低下傾向

総数の2年以内再入率は、22年以降は20%を下回る

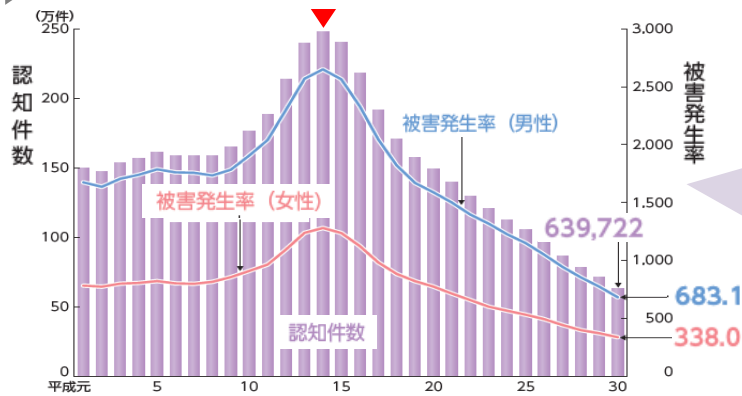
再犯防止対策

犯罪対策閣僚会議

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」(平成15年)
平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止等を重点課題として掲げ、政府が取り組むべき具体的施策を示す。
- 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年)
重点施策として、①対象者の特性に応じた指導・支援の強化 ②社会における『居場所』と『出番』の創出、③再犯の実態等の調査・分析、効果的な対策の検討・実施 ④国民に理解され、支えられた社会復帰の実現を掲げ、向こう10年間で達成すべき数値目標も定める。

- 再犯防止推進法(平成28年12月施行)・・・再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める。→同法に基づき「再犯防止推進計画」(平成29年12月)が決定

人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移

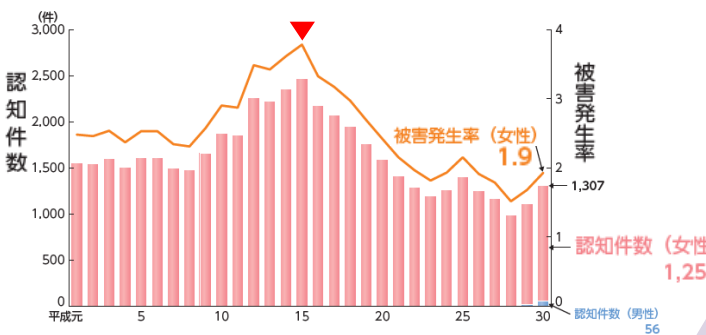


人が被害者となった刑法犯

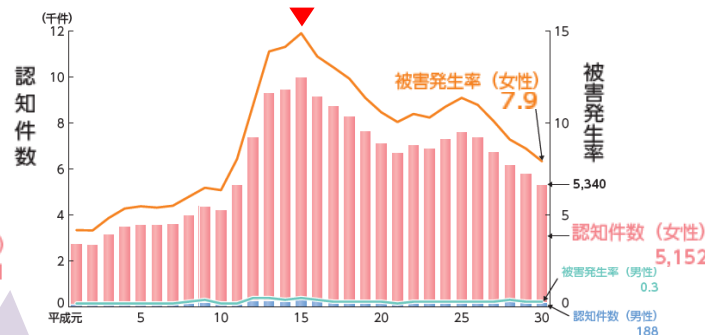
認知件数・被害発生率共に、平成期に入り増加・上昇傾向にあったが、14年(認知件数：248万6,055件、被害発生率：1,950.1)をピークに**減少・低下**し続けている
 男性の被害発生率は、いずれの年も女性の2倍以上

強制性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

① 強制性交等



② 強制わいせつ



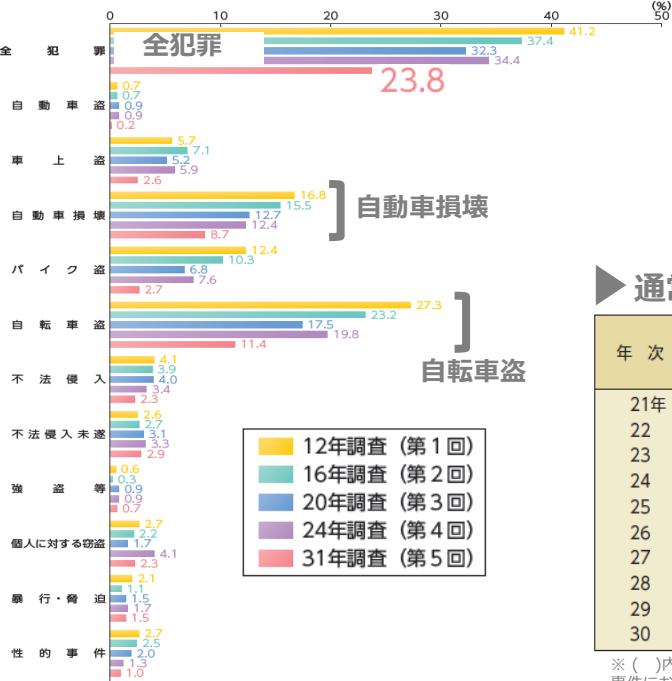
強制性交等・強制わいせつ

いずれも平成期に入り増加傾向であったが、15年(強制性交等：2,472件、強制わいせつ：1万29件)をピークに**おおむね減少傾向** (いずれも、30年の認知件数は15年の約2分の1)

被害態様別被害率（過去5年間）の経年比較

被害態様別被害率

全犯罪：平成16年調査から**低下傾向**。31年調査では、23.8% (前回比10.5pt低下)
自動車損壊・自転車盗：比較的被害率が高いが、16年調査から低下傾向



通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

年次	被害者参加	証人尋問	被告人	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への託	国選弁護士への委託
21年	560 (22)	130	344	288	50	24	367	131
22	839 (262)	217	484	428	115	40	557	272
23	902 (320)	176	459	454	104	30	632	275
24	1,002 (327)	193	475	479	95	38	677	324
25	1,297 (366)	257	596	605	147	47	873	410
26	1,227 (317)	261	587	596	195	93	951	462
27	1,377 (417)	269	604	686	249	87	1,081	533
28	1,400 (400)	228	629	708	258	107	1,102	580
29	1,380 (333)	196	560	667	276	115	1,060	553
30	1,485 (363)	221	605	698	362	149	1,184	649

※ ()内は、被害者参加が許可された被害者等のうち、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件における延べ人員

犯罪被害者保護

社会的な要請

被害者等の精神面・生活面・経済面等の援助の必要性

■被害者等通知制度の開始 (平成11年)

■犯罪被害者保護二法 (平成12年)

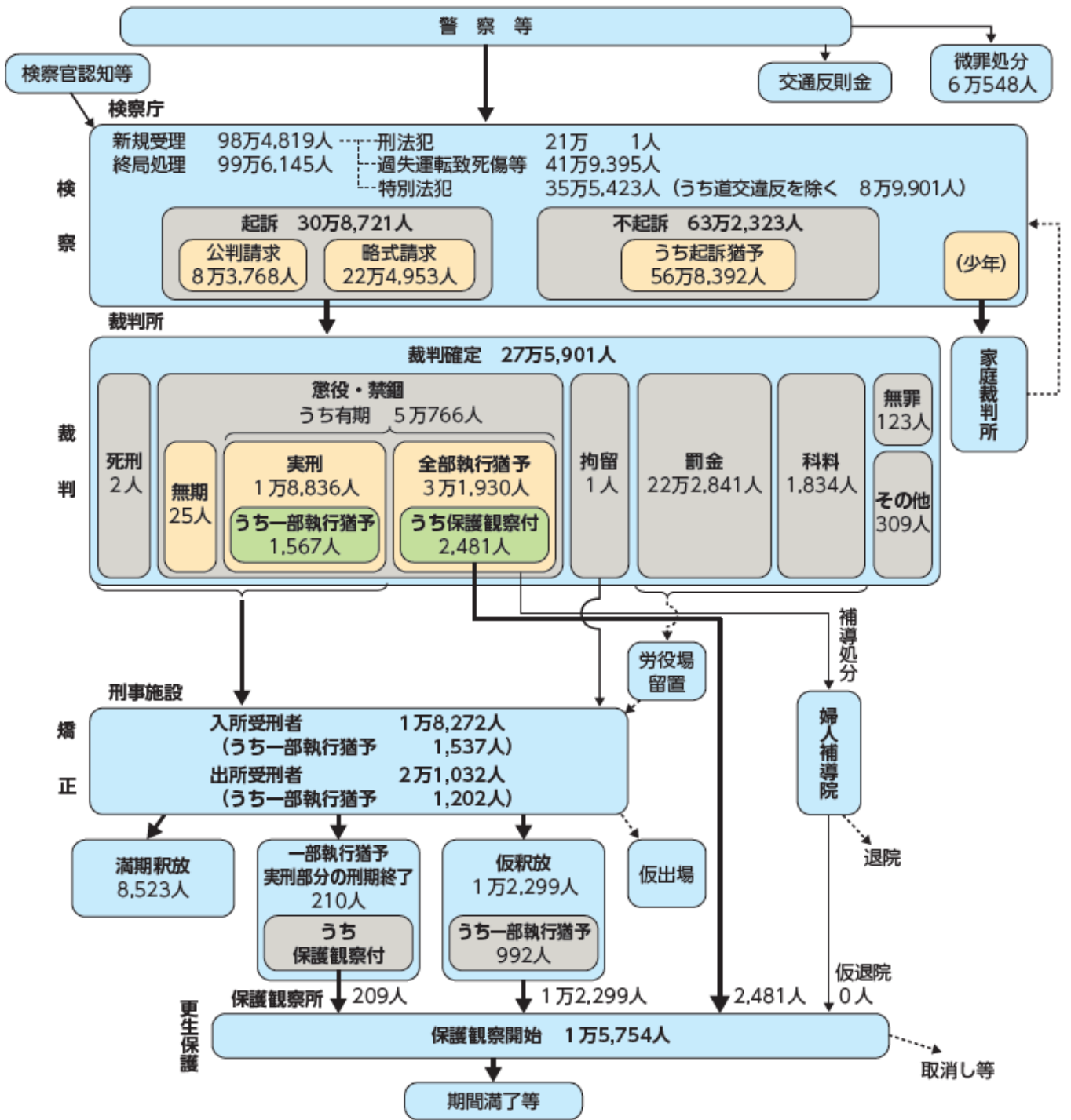
…被害者等による意見陳述／公判記録の閲覧・謄写制度 等

■犯罪被害者等基本法 (平成16年) →犯罪被害者等基本計画

…被害者参加制度導入／損害賠償命令制度導入／犯罪被害者給付制度拡充 等

犯罪者処遇の概要

(平成30年)



[裁判]

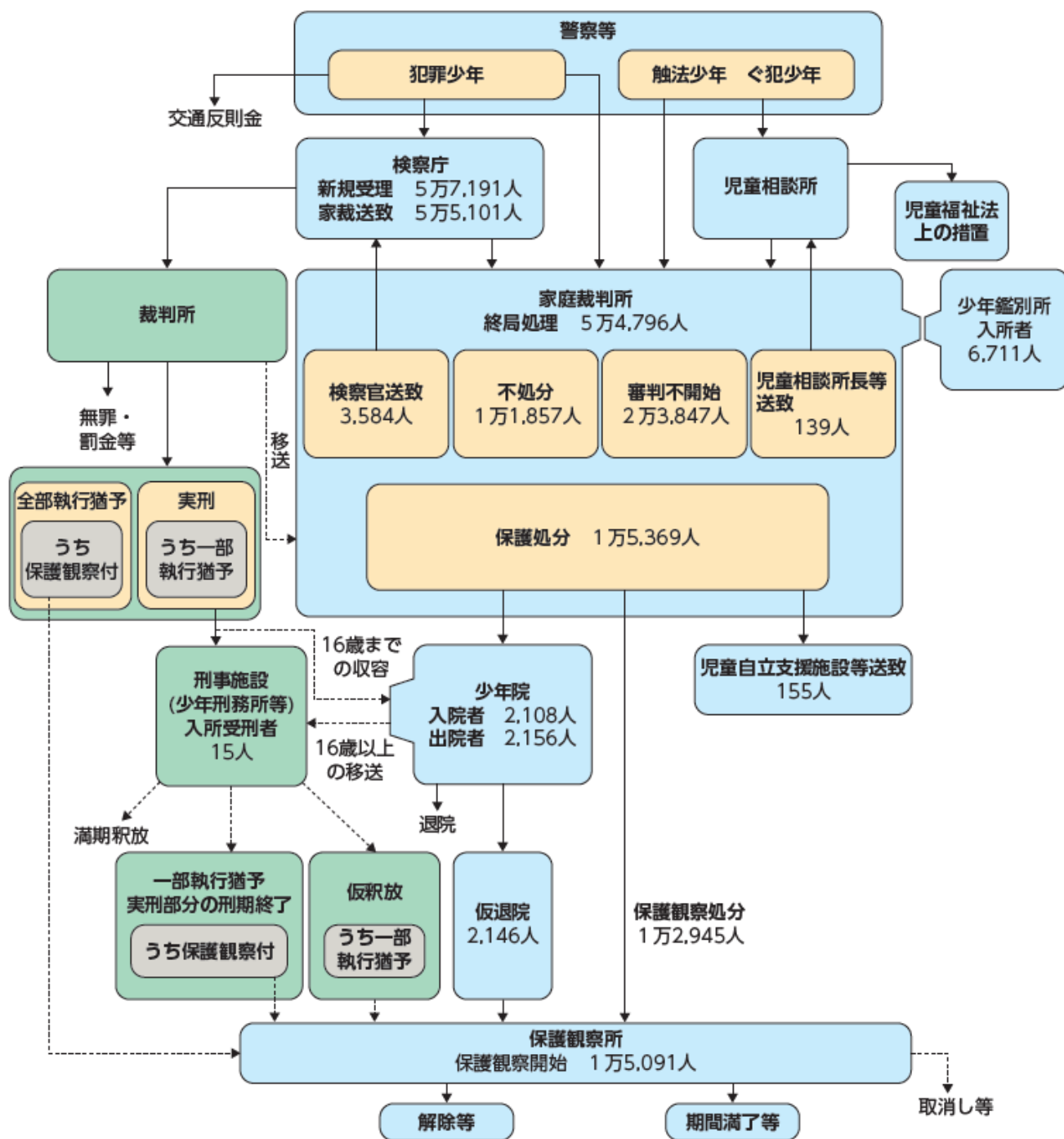
- ・ 裁判確定人員 前年比7.8%減 (平成元年の約5分の1)
- ・ 裁判員裁判 第一審判決人員 1,027人
- ・ 全部執行猶予者の保護観察率 7.8% (前年比0.3pt低下)

[矯正・更生保護]

- ・ 入所受刑者人員 前年比5.5%減 (戦後最少を更新)
- ・ 刑事施設の年末収容人員 4万4,186人 (受刑者, 前年末比5.4%減)
収容率 (既決) 63.3% (前年末比3.6pt低下) 女性は, 75.6%
- ・ 仮釈放率 58.5% (前年比0.5pt上昇) 平成期で最も高い

非行少年処遇の概要

(平成30年)



[検挙人員]

- ・ **刑法犯** 3万458人 (前年比13.2%減, 平成16年以降減少し続ける)
 窃盗 1万8,059人, 殺人 38人
 人口比では, 成人の約1.6倍と高い
- ・ **特別法犯** 4,354人 (前年比13.6%減, 24年から減少)
 薬物犯罪は減少傾向であるが大麻取締法違反 (422人) は5年連続で増加

[少年院入院者] 2,108人 (前年比1.8%減, 13年から減少傾向) うち女子175人
 年少 (14歳以上16歳未満) 11.4% 中間 (16歳以上18歳未満) 36.5%
 年長 (18歳以上20歳未満) 52.1%

年表

平成元年

- ◀ 4年3月 暴力団対策法施行
- ◀ 4年7月 麻薬特例法施行

- ◀ 11年11月 児童買春・児童ポルノ禁止法施行
- ◀ 12年2月 組織的犯罪処罰法施行
- ◀ 12年5月 犯罪被害者保護二法成立（被害者等の意見陳述制度、ビデオリンク方式等導入）（13年6月全面施行）
- ◀ 12年7月 不正アクセス禁止法全面施行
- ◀ 12年11月 ストーカー規制法施行
- ◀ 13年4月 改正少年法施行（刑事処分可能年齢の引下げ、原則逆送制度導入等）
- ◀ 13年6月 司法制度改革審議会意見書
- ◀ 13年12月 改正刑法施行（危険運転致死傷罪導入）
- ◀ 14年4月 配偶者暴力防止法全面施行
- ◀ 15年7月 心神喪失者等医療観察法成立（17年7月全面施行）
- ◀ 15年12月 行刑改革会議提言
- ◀ 16年5月 刑事訴訟法等の一部を改正する法律成立（公判前整理手続制度、被疑者国選弁護制度及び即決裁判制度導入等）

- ◀ 17年4月 犯罪被害者等基本法施行
- ◀ 17年5月 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律成立（18年5月施行）
- ◀ 17年11月 公判前整理手続制度スタート
- ◀ 18年4月 日本司法支援センター（法テラス）設立
- ◀ 18年6月 更生保護のあり方を考える有識者会議報告書
- ◀ 18年10月 被疑者国選弁護制度・即決裁判制度スタート
- ◀ 19年6月 刑事収容施設法全面施行
- ◀ 19年6月 更生保護法成立（20年6月全面施行）
- ◀ 20年12月 被害者参加制度スタート
- ◀ 21年5月 裁判員制度スタート
- ◀ 22年12月 少年矯正を考える有識者会議提言
- ◀ 23年3月 検察の在り方検討会議提言

- ◀ 26年6月 少年院法・少年鑑別所法成立（27年6月施行）

- ◀ 28年5月 刑事訴訟法等の一部を改正する法律成立（取調べの録音・録画制度、合意制度等導入）（令和元年6月全面施行）
- ◀ 28年6月 刑の一部執行猶予制度スタート
- ◀ 28年12月 再犯防止推進法成立・施行
- ◀ 29年7月 改正刑法施行（性犯罪規定の見直し）

令和元年